

## 船舶事故調査報告書

令和5年11月1日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年5月4日 06時40分ごろ
発生場所	山口県大 <sup>おおばたけ</sup> 島瀬戸西口 大 <sup>おおいそ</sup> 磯灯台から真方位283°870m付近 （概位 北緯33°57.4′ 東経132°10.1′）
事故の概要	プレジャーボートたつみは、漂泊中、また、プレジャーボート ア <sup>アジエロ</sup> Zeeroは、東北東進中、両船が衝突した。 たつみは、右舷船尾部ブルワークに欠損を生じ、また、Azeero は、左舷船首部外板に破口等を生じた。
事故調査の経過	令和5年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事 務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート たつみ、3.1トン YG3-60584（漁船登録番号）、個人所有 9.45m(Lr)×2.56m×0.72m、FRP ディーゼル機関、150.80kW、昭和62年3月27日 第291-26125号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート Azeero、1.5トン 291-33863山口、個人所有 8.05m(Lr)×1.98m×0.68m、FRP ディーゼル機関、140.00kW、平成5年12月
乗組員等に関する情報	A 船長A 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年8月5日 免許証交付日 令和5年2月13日 （令和10年10月10日まで有効） B 船長B 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年5月29日 免許証交付日 令和5年4月21日 （令和10年7月24日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A 右舷船尾部ブルワークに欠損 B 左舷船首部外板に破口等</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、大島瀬戸西口付近で釣りをを行う目的で、令和5年5月4日06時20分ごろ山口県柳井市柳井港を出港した。</p> <p>船長Aは、釣り場に到着してスパンカを揚げ、船首を東方に向けて主機を中立運転として漂泊し、同乗者が左舷船首部に立って釣りをしている中、右舷船尾部に立って釣りをを行い、06時37分ごろ魚を釣り上げたところ、船尾方からA船に向かってくるB船を認めた。</p> <p>船長Aは、航行しているB船が漂泊しているA船を避けてくれると思い、右舷船尾に立ったまま、釣り糸のもつれをほどこしていたところ、機関音に気付いて至近にB船を認め、大声を出したものの、A船の右舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、同乗者の安全を確認したのち、A船及びB船は自力航行が可能だったので、海上保安署の指示を受け、B船と共に海上保安署前の岸壁に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、大島瀬戸を通過して山口県岩国市柱島周辺の海域で釣りをを行う目的で、06時30分ごろ柳井港を出港した。</p> <p>船長Bは、B船の船首が浮上していて、舵輪後方に立ったまま操船すると、船首方が視認できない中、大島瀬戸に向けて約16ノットの対地速力で東北東進していた。</p> <p>船長Bは、‘右舷前方の大磯灯台付近に漂泊している他船’（以下「漂泊船」という。）を認め、大磯灯台付近はよく乗揚事故があるので、漂泊船が乗り揚げないかと心配になり、漂泊船に注意を向けながら舵輪後方に立った姿勢で、A船の存在に気付かず航行中、船首至近のA船のスパンカに気付いて右舵を取ったものの、船首が東方を向いたとき、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、同乗者の安全と浸水の有無を確認したのち、海上保安署に通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 船長Aが釣り糸のもつれをほどこしていた状況、写真3 B船、写真4 船長Bの操船状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Bは、船首浮上が生じている状態で舵輪後方に立ったまま操船すると、体を左右に動かすなど死角を補う見張りをしなければ船首方が視認できなくなることを認識していたが、本事故時は漂泊船に注意が向いていて、船首方の死角を補う見張りをしていなかった。</p> <p>船長Bは、本事故時、同乗者に見張りの協力を頼むことができたも</p>

	<p>のの、頼んでいなかった。</p> <p>船長Bは、本事故当日は視界が良く、目視で周囲を十分に確認することができると思ったので、レーダーを作動させていなかった。</p> <p>船長Bは、同乗者に見張りの協力を頼み、また、レーダーを作動させていれば、A船を発見できたと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B あり A なし、B なし</p> <p>A船は、大島瀬戸西口において漂流中、船長AがA船に向かってくるB船を認めたが、航行しているB船が漂流しているA船を避けてくれると思い、釣り糸のもつれをほどこしながら漂流を続けたことから、衝突直前までB船が接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大島瀬戸西口において東北東進中、船長Bが、船首浮上により船首方に死角が生じている状況下、漂流船に注意が向いたまま、航行を続けたことから、衝突直前までA船の存在に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、同乗者に見張りの協力を頼み、また、レーダーを作動させていれば、A船を発見できたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、大島瀬戸西口において、A船が漂流中、B船が東北東進中、船長Aが、A船に向かってくるB船を認めたが、航行しているB船が漂流しているA船を避けてくれると思い、釣り糸のもつれをほどこしながら漂流を続け、また、船長Bが、船首浮上により船首方に死角が生じている状況下、漂流船に注意が向いたまま、航行を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、船首浮上により船首方に死角が生じる場合、体を左右に動かすなど、船首方の死角を補う見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、同乗者に見張りの協力を頼んだり、レーダーを有効に使用したりして、周囲の他船の早期発見に努めること。</li> <li>・ 船長は、漂流中であっても、他船が避けてくれると思わず、常時、周囲の適切な見張りを行い、必要に応じて衝突を避ける措置を採ること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

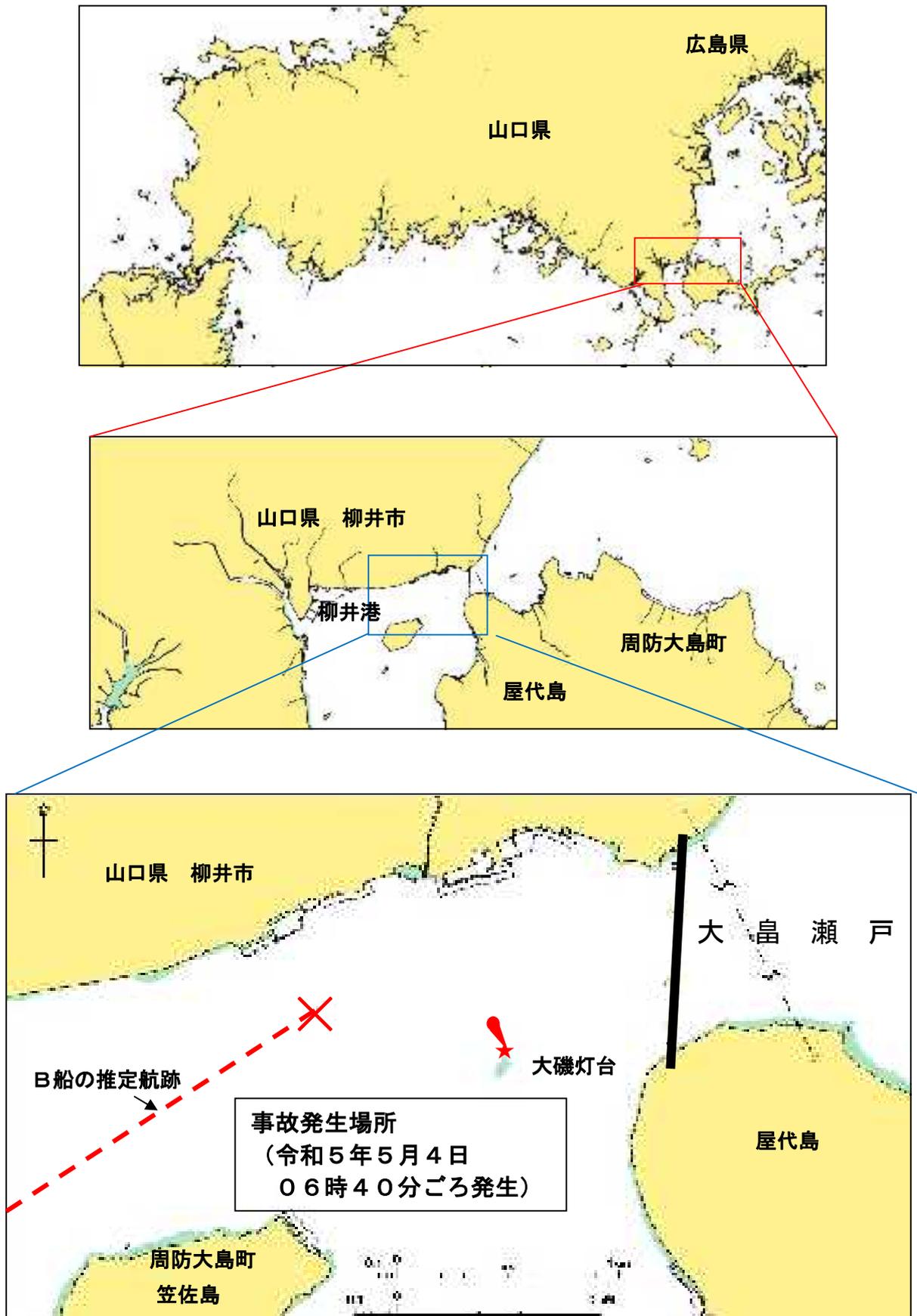


写真1 A船



写真2 船長Aが釣り糸のもつれをほどいていた状況



写真3 B船



写真4 船長Bの操船状況

